

## 第2回 旭川流域懇談会（議事録要旨）

第2回旭川流域懇談会は、事務所長の挨拶に続き、規約改正、懇談会の運営・傍聴、懇談会活動について審議を行った。議事録要旨は以下のとおり。

( 1 / 3 )

懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p><b>1.規約改正等について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局である「国土交通省中国地方整備局 岡山河川工事事務所」は、平成15年4月から「同 岡山河川事務所」に名称変更が行われており、規約の第2条、第6条について新名称に変更する改正案が提案された。</li> </ul> <p><b>2.懇談会の運営・傍聴について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懇談会は公開を原則としていることから公正かつ円滑な運営を目指すものとして、運営・傍聴に関する要領（案）が事務局から提案され、質疑・応答を行った。</li> </ul> <p><b>3.懇談会活動について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より平成15年度の懇談会活動計画（案）が提案され、質疑・応答を行った。</li> <li>【活動内容の具体化】について 流域懇談会設立趣旨に則り、岡山河川事務所、旭川流域連絡協議会、旭川流域ネットワークなどの各種行事への参加及び第3回、第4回の懇談会開催を含む、平成15年～16年度（平成16年6月まで）の「旭川流域懇談会活動計画（案）」について事務局より説明した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>了承（懇談会委員）</li> <li>委員から特に修正意見はなく原案通り承認された。</li> </ul> <p>委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭川は中上流域（県管理区間）と下流域（直轄管理区間）に区分され、河川整備計画は、中・上流域は県、下流域は国で策定することになるが、どのように整合を図り意見を反映していくのか。</li> </ul> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懇談会は必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。県区間の情報については第3回懇談会に県関係者の出席を求め情報提供頂く場を設けたい。</li> </ul> <p>委員意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画案は基本的に了承するが、多くの行事が予定されており全て出席するのか。またどのように参加したらよいのか。</li> </ul> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川の通信簿、防災フォーラム、旭川現地見学会、旭川流域交流シンポジウムについては、懇談会委員が直接得る情報手段として、可能な限りご出席頂きたい。その他については、都合がつく範囲で情報共有して頂きたい。なお、詳細については事務局より事前に情報提供を行う。</li> </ul>

懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>・【住民意見の聴取方法】について アンケートの活用 現在、百間川に求められている市民の意見等を聴取するため、河口水門及び分流部改修に伴うアンケート調査票を準備中であり、調査票の内容については事前に懇談会委員の意見を求め、結果を懇談会に報告していくことを事務局から説明した。</p> <p>河川情報冊子の活用 【旭川情報冊子「旭川」】の最終原稿について懇談会へ最終意見を求めた。</p> <p>「子どもの水辺」リバーマップの作成・配布状況について報告</p>	<p>委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査内容を事前に見せてほしい。</li> </ul> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に調査票を懇談会に提示し、意見を求めたい。</li> </ul> <p>委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S9.9洪水の浸水状況写真で中国銀行の建物が古い。新しい建物写真に替えてはどうか。</li> <li>・後楽園用水路の説明図が正しいのか、再確認してほしい。</li> <li>・百間川の荒手の説明図が冊子「旭川」、「子どもの水辺リバーマップ」にも使用されているが、延長の表現及びイメージ図の表現が不統一であり、統一すべきである。また、イラストより航空写真の方がリアルでインパクトがあるのではないか。</li> <li>・冊子「旭川」の読者対象者はどこにおいているのか。</li> </ul> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の意見を踏まえ最終修正を行う。</li> <li>・読者対象者は、市民全てである。特に家族の中で老人、大人にこの冊子を利用して過去の体験や教訓を思い出してもらい、子供達に旭川の歴史・文化・環境・水害などを伝えてもらいたいという期待を込めて作成した。</li> <li>・「子どもの水辺」リバーマップは、子どもを対象にしており、河川で自然体験学習ができる場として、国が旭川（玉柏・一の荒手・平井の3地区）、県が足守川（足守地区）を指定・登録して作成したもので、学校、公民館等に既に3000部を配布している。</li> </ul>

懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>・【諸情報の共有】について 既存委員会からの情報提供</p> <p>旭川流域ネットワークからの情報提供</p>	<p>・既存委員会等の経過については、次回の流域懇談会から事務局より情報提供することを確認した。</p> <p>・旭川流域ネットワークでは、各種の活動情報をメーリングリストにより共有しており、懇談会委員もメーリングリストに登録して日常的な情報の共有に努めていくこととした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>